路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	松阪市陸前高田市気仙町字三本松一番一から同市気仙町字三本松四七番二まで	東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年九月二十一日

○東北地方整備局告示第百四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年九月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月二十一日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十三号

(三)　道路の区域

区間	後変更前別	敷地の幅員	延長
湯沢市上院内字釜ノ上一〇七番三から同市上院内字釜ノ上三三番三まで	前	一一八・一〇メートル	〇・七五三キロメートル
	後	五一・一〇メートル	〇・〇七一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局湯沢河川国道事務所

○中部地方整備局告示第百六十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年九月二十一日

中部地方整備局長　梅山　和成

第１　起業者の名称　三重県

第２　事業の種類　一般国道167号改築工事（鵜方磯部バイパス・三重県志摩市阿児町鵜方字野田地内から同市磯部町坂崎字浅野地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　三重県志摩市阿児町鵜方字野田、字瀬戸ノ田及び字岩出並びに磯部町坂崎字浅野地内

２　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、三重県志摩市阿児町鵜方字野田地内から同市磯部町穴川字土橋地内までの延長3,350mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道167号改築工事（鵜方磯部バイパス）及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道167号改築工事（鵜方磯部バイパス）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道の新設又は改築は、道路法第12条の規定により、国土交通大臣が行うこととされているが、一般国道167号（以下「本路線」という。）は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号。以下「改正法」という。）による改正前の道路法の規定による一級国道ではなかったことから、改正法附則第３項の規定により、本件事業は、本件区間の存する三重県が新設又は改築を行うことができることとされている。

また、道路法第13条第１項の規定により、国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理は、政令で指定する区間内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行うこととされているところ、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていないことから、三重県が管理を行うものである。

よって、起業者である三重県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、三重県志摩市を起点とし、同県鳥羽市を経由して、終点の同県伊勢市に至る総延長40.6kmの主要幹線道路である。また、本路線のうち三重県志摩市阿児町鵜方地内から同市磯部町恵利原地内までの区間は、三重県地域防災計画等において、第１次緊急輸送道路に位置付けられている。

本路線が通過する三重県志摩地域（以下「本地域」という。）は、同県の南東部に位置し、その全域が伊勢志摩国立公園に指定されており、リアス式海岸線を有する風光明媚な自然環境に恵まれた地域である。その恵まれた自然環境を活かした観光産業及び英虞湾での真珠や海苔の養殖、的矢湾での牡蠣の養殖に代表される水産業が盛んな地域である。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、三重県志摩市の中心市街地を通過していることから、地域住民による地域内交通と観光や物流による通過交通がふくそうすることに加え、現道には、近畿日本鉄道志摩線の踏切及び三重県道路交通渋滞対策推進協議会が策定した三重県第４次渋滞対策プログラムにおいて主要渋滞ポイントに指定された２箇所の交差点があり、朝夕の通勤時間帯を中心に交通混雑が発生し、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、三重県志摩市阿児町鵜方地内で19,154台／日であり、混雑度は1.23となっているほか、平成23年11月に起業者が実施した渋滞調査によると、賢島口交差点を先頭に同市大王町方面に向かう最大渋滞長1,820mが確認されている。

本件事業の完成により、鵜方磯部バイパスが現道の通過交通を分担することから、現道の交通混雑の緩和が図られ、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。また、通過時間の短縮が図られることにより、地域産業及び地域医療への貢献並びに災害時の緊急輸送道路としての機能強化が認められる。

なお、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、本件事業が環境に与える影響について起業者が任意で調査及び検討を行ったところ、騒音、振動及び大気質について環境基準等を満たすものと判断されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

起業者が、本件区間及びその周辺で行った調査によると、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種に指定されているオオタカ、また、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているホトケドジョウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているヒクイナ及びメダカ、準絶滅危惧として掲載されているチュウサギ、ハチクマ、ハイタカ、アカハライモリ及びコオイムシ等の生息が確認されている。しかしながら、オオタカ、ハチクマ、ハイタカら猛禽類については、本件区間及びその周辺には、営巣に適した環境の分布はなく、採餌環境の一部が消失するが、周囲にも同様の環境が広く分布していることから、本件事業による影響は軽微であると判断されている。また、ヒクイナ、チュウサギ、アカハライモリ、コオイムシ等については、本件事業の実施により生息環境の一部が消失するが、本件区間及びその周辺には、同様の環境が広く分布していることから、本件事業による影響は軽微であると判断されている。ホトケドジョウ、メダカ等については、工事施工による濁水の影響が懸念されるため、